

神奈川県立子ども自立生活支援センター

所長 中田 和之



当センターは、平成29年3月1日に設立された、種別の異なる3つの施設（乳児院、福祉型障害児入所施設、児童心理治療施設）を一体的に運営する複合型の施設です。愛称を「きらり」と言い、子どもたち一人ひとりが「きらきら」と輝き、個性豊かに成長できるよう、寄り添いながら支援しています。

〈連絡先〉〒259-1213 平塚市片岡991-1 TEL 0463-56-0303

◎このコーナーでは県内各地の福祉関連の当業者・職能団体等の方々から日ごろの取り組みをご寄稿いただきます。

1 支援を必要とする子どもたち

県児童相談所において、児童虐待相談件数の増加傾向は続いており、虐待を受けた子どもたちへの心のケアの必要性が高まっています。また、さまざまな事情で養育が困難な知的障害や発達障害がある子どもたち、その家族への専門的なケアが求められてきているところです。

こうした子どもたちは、学校教育や児童福祉のサービスを受けながら地域社会で生活していますが、特に複合的な課題、たとえば障害の重さや親子関係の不調、そうしたことから起こる情緒的な混乱などの「生きづらさ」を抱えていることから、その子にあった専門的な支援が必要となっています。

2 「きらり」の営み

このような支援を必要とする子どもたちに対して、安全で安心できる温かい居場所を提供し、福祉、医療、教育の各専門スタッフの連携により、心理・医療等の専門的なケアを行う施設としてつくられたのが「きらり」です。

自分を大切に思えない、人を信じることができない、あるいは人との関係をうまくとれない…このような子ども

たちに寄り添い、一人ひとりの抱える課題に応じた専門的な支援を提供し、地域社会で自立した「あたりまえの生活」ができるように子どもの育ちを支援していくことを目標としています。

人は互いに支えあいながら生きています。縁があって関わることができた子どもたちが、時には他者に頼り、時には他者をたすけながら、人とつながってその子らしく生きていける力を育んでいきたいと思っています。

私たち職員は日々子どもたちに向き合い、生活をともにしていますが、いつかこの施設を巣立っていく時も考えながら支援を進めたいと考えています。子どもたちへの支援のためには、児童相談所を始め、学校、医療機関、福祉サービス事業所など地域の関係機関との連携が不可欠です。個々の子どものライフステージに応じて関係機関との連携により、子どもへの支援をつないでいくことが必要でしょう。

これから「きらり」は、ご家族のほか、子どもの支援に携わっている関係者の皆様との協力関係を深め、子育て支援のネットワークの中で、どのような役割を担っていくのかについて、模索していきたいと考えています。どうぞよろしくお願い申し上げます。

平成29年度
社会福祉施設
総合損害補償

しせつの損害補償

インターネットで保険料試算できます

ふくしの保険 検索

老人福祉施設、障害者支援施設、児童福祉施設の

事故・紛争円満解決のために！

プラン1 施設業務の補償 (賠償責任保険、動産総合保険)

① 基本補償(賠償・見舞)

▶ 保険金額			
賠償事故	対人賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	対物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金補償限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
お見舞い等	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	死亡 10万円 後遺障害 0.3~10万円 入院時 3万円 通院時 1万円 (1事故で10万円限度)	死亡 10万円 後遺障害 0.3~10万円 入院時 3万円 通院時 1万円 (1事故で10万円限度)
	傷害見舞費用		死亡時 100万円 入院時 15~7万円 通院時 1~3.5万円

保険期間 1年

▶ 年額保険料(掛金)	
定員	基本補償(A型)
補基本 1~50名	35,000~61,460円
51~100名	68,270~97,000円
以降1名~10名増ごと	1,500円
付見舞補償(B型)	基本補償(A型) 保険料 + 【見舞費用加算】 定員1名あたり 入所: 1,300円 通所: 1,390円

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。



スケールメリットを活かした
充実した補償と
割安な保険料
です。

プラン2 施設利用者の補償

プラン3 施設職員の補償

プラン4 社会福祉法人役員等の補償

◆ 29年度新設 看護師の賠償責任補償(プラン1-①オプション2)

●この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約(「賠償責任保険」「普通傷害保険」「労働災害総合保険」「約定履行費用保険」「動産総合保険」)です。

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事〉損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課
〈保険会社〉 TEL: 03(3349)5137
受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763